

# 川崎区における市民館機能のあり方について

## ～再編整備の方向性～〈概要版〉

### はじめに

川崎市では、社会教育及び生涯学習の拠点として、各区に1館ずつ市民館を設置しており、川崎区においては教育文化会館がその役割を果たしてきた。その教育文化会館も築50年が経過し、老朽化が著しい状況にある。また、平成20年3月に策定された「富士見周辺地区整備基本計画」に基づき、平成29年10月に開館したスポーツ・文化総合センターに大ホール機能が移転し、平成30年4月以降は大ホールを除く市民館機能が教育文化会館に残ることとなる。

これらの状況から、今後の川崎区の市民館機能のあり方について方向性をまとめた。

### 1 現在の教育文化会館を取り巻く状況について

「富士見周辺地区整備基本計画」においては、「教育文化会館の市民館機能と庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る。」とされているが、策定から約10年が経過し、現在の教育文化会館を取り巻く状況は、次のとおり変化している。

#### (1) 建物の老朽化

教育文化会館は築50年が経過し、外壁の剥離の可能性があるためネットをかけ予防対策を施すなど、建築部位・設備とも老朽化が著しい状況にある。

#### (2) 川崎市スポーツ・文化総合センターの開館

川崎市体育館跡地に、川崎市体育館と教育文化会館の大ホール機能を併せ持ち、スポーツや文化、レクリエーション、コンベンションなどさまざまな活動に対応する複合施設として、平成29年10月1日に開館した。なお、教育文化会館大ホールは、平成30年3月31日をもって閉鎖。

#### (3) 富士見中学校の生徒数、学級数の増加

富士見中学校は、この10年間で生徒数が約100名（平成20年608名→平成29年704名）、学級数が2つ（平成20年17学級→平成29年19学級）増加している。

学校敷地が狭隘な状況にある富士見中学校のグラウンドの確保については段階的に対応を図ってきたが、生徒数の増加により増築校舎を建設する等、近年の状況変化を踏まえると、教育環境の向上の必要性が一層高まっている。

#### (4) 川崎区役所移転の緊急性が低下

川崎区役所は、「富士見周辺地区整備基本計画」が策定された当初は、庁舎狭隘などが課題となっていたが、平成23年度に市税部門がかわさき市税事務所に移転し、庁舎狭隘の問題が一定の解消をされたことから、現在は移転の緊急性が低下している。

#### (5) 県立川崎図書館の移転

現在、神奈川県は、県立川崎図書館の「かながわサイエンスパーク（KSP）」への移転に向けて取組を進めており、現在の県立川崎図書館は平成29年12月に休館し、平成30年5月にKSPで開館することとなっている。

### 2 川崎区における市民館機能の再編整備について

現在の教育文化会館を取り巻く状況等を踏まえ、川崎区の市民館機能について検討

(1) 教育文化会館については、建物及び設備の老朽化が著しく、早急に対応を図る必要がある。

(2) 市民の多種多様な学びの場として、川崎区における市民館機能を維持する必要がある。

(3) 川崎区役所移転の緊急性の低下により、区役所との複合化での整備について見直す状況にある。

(4) 教育文化会館の周辺に、市民館として移転活用のできる既存施設があり、既存施設の活用は、単独での改築より経費の節減が可能で効率的である。また、改築する場合に必要な仮設施設設置の必要がなくなり、継続的な市民利用が可能となる。

(5) 現位置での改築でなく移転することにより、その跡地について、教育委員会として長年の懸案である富士見中学校の教育環境の向上に活用する検討が可能となる。

川崎区における市民館機能は、現位置での改築ではなく、既存施設への移転により再編整備を図る。

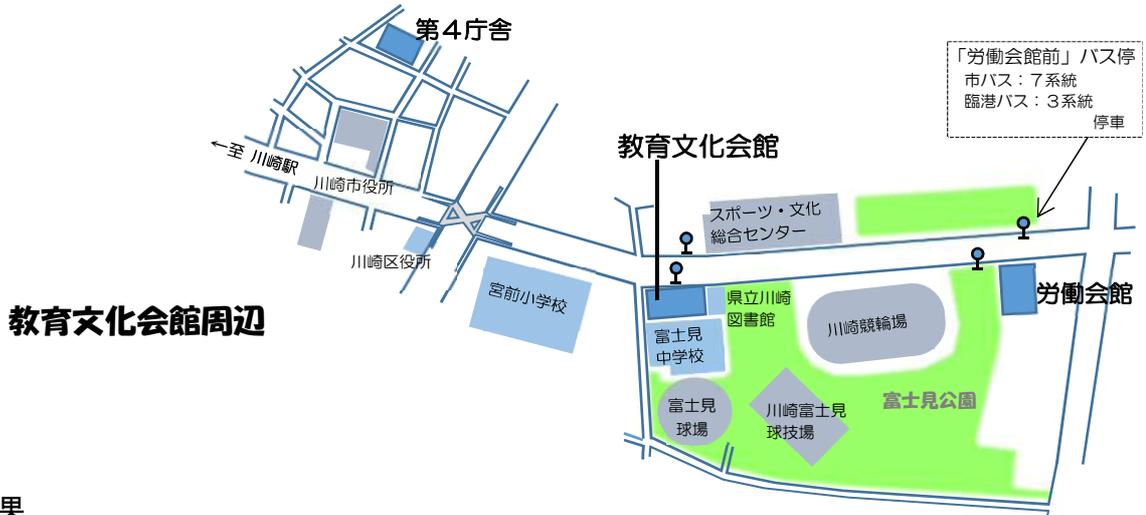
### 3 川崎区における必要な市民館機能について

教育文化会館や市民館、分館では、社会教育・生涯学習の拠点として、市民の学習や活動の支援、団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくり等を行うとともに、市民の力とまちづくりの向上を図るため、様々な事業を実施している。また、学習活動等の支援のため、会議室・教養室の設置が必要である。教育文化会館の現在の利用状況や他区の市民館の諸室設置状況等を勘案し、再編整備する川崎区の市民館に会議室や教養室を設置する。

川崎区の市民館として、引き続き市民の多様な学びや活動の支援等を行っていくために、社会教育振興事業については、移転後も継続して実施するとともに、現在の利用状況を踏まえて、活動に必要な会議室等の諸室を設置する。

## 4 既存施設活用による移転先について

既存施設への移転による再編整備を図る方向性に基づき、民間ビルの床借上げや既存の公的施設等を対象に、費用面や施設構造などについて検討。教育文化会館の周辺に位置し、相応の規模を持つ施設として、現位置より川崎駅に近い川崎市役所第4庁舎（以下「第4庁舎」という。）への移転と、バス路線が現位置と同様に利用可能な川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の1階から3階への移転の可能性について、諸室の配置や費用概算、制約となる法的条件等の調査を行った。



### (1) 調査結果

**【第4庁舎】**川崎区の市民館として必要な機能は全て移転可能であり、1棟全てを市民館に置き換えられるため、管理が容易であるが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び関連法等(以下「風営法等」という。)の関連で、近隣事業者等との調整が相当必要となり、実質移転に向けては課題が大きい。

**【労働会館】**1-3階を市民館、ホール及び4-5階を労働会館として検討したところ、300名規模の会議室機能の設置は難しいが、それ以外の市民館として必要な機能については、移転可能。

### (2) 調査結果等を踏まえた移転先について

第4庁舎については、その周辺地域の特性から教育施設を設置する環境として適切とは言い難く、また、風営法等の規制による周辺への影響も大きいことから、移転は困難と考える。

労働会館については、300名規模の会議室は設置が難しいものの、300名規模のスペースが社会教育振興事業等で必要な場合、労働会館ホールの利用等も見込める。それ以外の川崎区の市民館として必要な機能は1階から3階まで移転させることが可能。

また、労働会館と市民館が同じ建物に所在することで、それぞれの施設が有する機能の相互活用により施設利用の活性化等が期待でき、市民にとっても活用方法等の幅が広がる可能性もある。

川崎区における市民館機能の再編整備にあたっては、労働会館の一部を改修し、労働会館内に移転する。

## 5 市民意見の聴取、労働団体・利用団体との調整

川崎区における市民館が、市民の生涯学習の場となり、利用者等が使いやすく、また、利用者間の交流が生まれるような施設となるよう、市民参加のワークショップ等を実施し、基本構想を策定していく。

また、労働団体や利用団体からの理解を得ることは重要であるため、引き続き調整を行う。

## 6 今後のスケジュール

